

事務連絡
平成27年3月11日

各事業所・施設ご担当者様

奈良県健康福祉部障害福祉課
自立支援係・療育係

加算の届出について

平素より、本県の障害福祉施策の推進にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

障害福祉サービス等に係る加算の届出については以下の通りといたしますので、適切な取り扱いをしていただきますようお願いいたします。

1. 平成27年度報酬改定により新設・変更となる加算及び平成27年度福祉・介護職員処遇改善（特別）加算
・報酬告示発出後、別途届出の依頼を行います。県の定める期限までに届出を行えば4月1日に遡って算定できます。

※届出方法・期限については3月末頃に障害福祉課ホームページ及び電子メールでお知らせします。

2. その他の加算

- ・平成27年4月1日からの加算の新規適用・変更については、**3月16日（月）までに障害福祉課に到着するよう**提出を行ってください。

※現在届出を行っているものから変更がない場合は提出不要です。

以上

担 当 奈良県健康福祉部障害福祉課 障害福祉サービスについて 自立支援係 TEL：0742-27-8513 障害児支援について 療育係 TEL：0742-27-8517
--